

庁議（令和元年7月22日）結果について

- 1 開催日 令和元年7月22日（月）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、企画政策部長、総務部長
秘書広報担当部長
- 4 説明者 健康・こども部長、社会教育部長、平塚市民病院事務局長、学校教育部長、市民税課長、事業課長、企画政策課長
- 5 事務局 財政課長、秘書広報課長、秘書担当課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

(1) 平塚市市税条例等の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 地方税法等の一部改正に伴い、平塚市市税条例等の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正の概要 消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車について（新車・中古車）、臨時的特例措置として、環境性能割の税率を1%軽減するものです。</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市競輪事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

概要	<p>1 制定理由 平塚市競輪事業臨時従事員（本市が行う競輪事業に従事する地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であって、同法第57条に規定する単純な労務に雇用されるものをいう。以下「臨時従事員」といいます。）の給与の種類及び基準を定めるため、この条例を制定するものです。</p> <p>2 制定の内容 臨時従事員の給与の種類及び基準を定めるものです。</p> <p>3 施行日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の全部改正について

概要	幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年5月31日付けで、特定教育・
----	-----------------------------------

	保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部を改正する内閣府令が公布されたことを受けて、当該条例を全部改正するもの。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年5月31日付けで、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部を改正する内閣府令が公布されたことを受けて、当該条例の一部を改正するもの。
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>○改正主旨</p> <p>地方自治法の改正により、特別職非常勤職員の任用が厳格化されることから、「平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例」のうち公民館長にかかわる条文について所要の改正を行う。また、併せて文言の一部を修正する。</p> <p>○改正概要</p> <p>地区公民館の館長については、一般職員である中央公民館長が兼務するものとする。なお、現在の非常勤の公民館長については、「顧問」の身分とする。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げるパートタイム会計年度任用職員に対して支給する給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるため、必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) パートタイム会計年度任用職員の給与の種類について規定する。</p>
----	---

	<p>(2) 非常勤職員等の給与についての規定を削除する。</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員について適用除外となる手当を規定する。</p> <p>3 施行日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市中学校完全給食推進体制の設置について

概要	<p>中学校完全給食の早期実施などを掲げた「平塚市立中学校給食の基本方針」に基づき、全庁的な推進体制を整備して必要となる事項を検討するために、「平塚市中学校完全給食推進本部（推進本部内に設置する専門部会を含む）」を設置する。</p> <p>また、中学校完全給食実施に伴い学校現場等で検討が必要となる事項について意見を聴取するため、学校長をはじめとした教職員及び保護者等で組織する「平塚市中学校完全給食推進連絡会」を設置する。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市立中学校給食の基本方針について

概要	<p>中学校給食の実施を望む声が高まってきたことから、平成29年度に「平塚市中学校昼食検討委員会」を設置し、様々な角度から中学校での昼食のあり方について議論を進め、平成30年7月に検討会から「完全給食の実施」の提言がされた。これを受け、本市教育委員会において「平塚市立中学校給食の基本方針」を定め、中学校完全給食実施に取り組んでいく。</p> <p>なお、この基本方針は7月31日の平塚市教育委員会定例会の際、決定する予定です。</p>
----	--

(2) 平塚市総合計画の中間見直しについて

概要	<p>本市では、平成28年度から平成35年度（令和5年度）を計画期間とする平塚市総合計画～ひらつかNEXT～（以下、現計画）を策定し、自治基本条例に定めるまちづくりの指針の実現を目指してまいりました。</p> <p>今年度は、現計画の計画期間の中間年を迎えることから、今後4年間における施策や目標を定めるため、現計画を改訂いたします。</p> <p>改訂に当たっては、現計画の基本的な構成を維持するとともに、現計画の4年間の振り返った結果や国の動向・社会情勢の変化を踏まえつつ、</p>
----	---

将来人口の推計や財政状況の見通しの更新、市長の新たな公約との整合性を図ってまいります。

また、策定体制及びスケジュールについては、部長級の庁内策定委員会及び外部有識者等で構成される審議会で御議論いただき、審議会を通じた諮問・答申を行い、2月の庁議を経て、改訂基本計画を策定いたします。

なお、地方創生の実現を目指す平塚市総合戦略は、現計画と一体的に策定されているため、当該戦略についても、今回の中間見直しを通じて改訂いたします。

以 上